

福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成24年7月九州北部豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年8月大雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月大雨及び令和5年梅雨前線豪雨により農業施設等に被害を受けた農業者が、低利資金の融通を受けて速やかに農業経営の再建を図ることができるよう、県が講ずる措置について必要な事項を定めるものとする。

(対象資金)

第2条 この要綱において、「農業施設等災害復旧資金」（以下「災害復旧資金」という。）とは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する資金であって、次条に掲げる貸付対象者が借り受ける資金とする。

(貸付対象者等)

第3条 災害復旧資金の貸付対象者は、法第2条各号に規定する者のうち、平成24年7月九州北部豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年8月大雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月大雨及び令和5年梅雨前線豪雨により被害を受け、資金を必要とする者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、貸付対象者とししないものとする。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第3号において単に「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（次号及び第3号において単に「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(貸付利率)

第4条 次の各号に掲げる期間の貸付利率は、次のとおりとする。

- (1) 平成24年10月4日から平成25年3月31日の間に利子補給承認を行った災害復旧資金（以下「平成24年度承認分」という。）の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間（最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで）
- (2) 平成29年9月28日から平成30年3月31日の間に利子補給承認を行った災害復旧資金（以下「平成29年度承認分」という。）の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間（最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで）

- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に利子補給承認を行う平成 29 年 7 月九州北部豪雨に係る災害復旧資金（以下「平成 30 年度承認分(平成 29 年度災害)」という。）の貸付実行日から 7 年間
- (4) 平成 30 年 8 月 29 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に利子補給承認を行う平成 30 年 7 月豪雨に係る災害復旧資金（以下「平成 30 年度承認分(平成 30 年度災害)」という。）の貸付実行日から 5 年を経過した日以降 2 年間（最終償還日が貸付実行日から 7 年以内の貸付けについては、貸付実行日から 5 年を経過した日以降最終償還日まで）
- (5) 令和元年 10 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日の間に利子補給承認を行う令和元年 8 月大雨に係る災害復旧資金（以下「令和元年度承認分(令和元年度 8 月災害)」という。）の貸付実行日から 5 年を経過した日以降 2 年間（最終償還日が貸付実行日から 7 年以内の貸付けについては、貸付実行日から 5 年を経過した日以降最終償還日まで）
- (6) 令和 2 年 9 月 3 日から令和 3 年 3 月 31 日の間に利子補給承認を行う令和 2 年 7 月豪雨に係る災害復旧資金（以下「令和 2 年度承認分(令和 2 年度 7 月災害)」という。）の貸付実行日から 5 年を経過した日以降 2 年間（最終償還日が貸付実行日から 7 年以内の貸付けについては、貸付実行日から 5 年を経過した日以降最終償還日まで）
- (7) 令和 3 年 10 月 7 日から令和 4 年 3 月 31 日の間に利子補給承認を行う令和 3 年 8 月大雨に係る災害復旧資金（以下「令和 3 年度承認分(令和 3 年度災害)」という。）の貸付実行日から 5 年を経過した日以降 2 年間（最終償還日が貸付実行日から 7 年以内の貸付けについては、貸付実行日から 5 年を経過した日以降最終償還日まで）
- (8) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に利子補給承認を行う平成 29 年 7 月九州北部豪雨に係る災害復旧資金（以下「令和 6 年度承認分(平成 29 年度災害)」という。）の貸付実行日から 7 年間
- (9) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に利子補給承認を行う令和 5 年梅雨前線豪雨に係る災害復旧資金（以下「令和 6 年度承認分(令和 5 年度災害)」という。）の貸付実行日から 5 年を経過した日以降 2 年間（最終償還日が貸付実行日から 7 年以内の貸付けについては、貸付実行日から 5 年を経過した日以降最終償還日まで）

貸付対象者等	貸付利率	
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号に掲げる者に貸し付ける場合
(1) 第3条第1項に規定する者(次項に掲げる場合を除く)	0%	
(2) 第3条第1項に規定する者であつて、かつ、認定農業者等であり農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(以下単に「農業経営改善計画」という。)に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金(資金の種類が規程第1項第7号に掲げる資金に該当する場合は、資金使途の内容がふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金に限る)を借り入れる場合	法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件(平成14年6月農林水産省告示第1182号)により定められた利率(以下単に「農林水産大臣が定める利率」という。)から農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665農林水産事務次官依命通知)第3の4に定める農業経営基盤強化資金の貸付利率(以下単に「農業経営基盤強化資金の貸付利率」という。)で当該貸付に係る償還年数に該当する利率を控除した利率	—

- 2 次の各号に掲げる期間の貸付利率は、福岡県農業近代化資金利子補給規程(昭和37年福岡県告示第68号。以下「規程」という。)第2条第4項のとおりとする。
- (1) 平成24年度承認分の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
 - (2) 平成29年度承認分の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
 - (3) 平成30年度承認分(平成29年度災害)の貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
 - (4) 平成30年度承認分(平成30年度災害)の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで

- (5) 令和元年度承認分(令和元年度8月災害)の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (6) 令和2年度承認分(令和2年度7月災害)の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (7) 令和3年度承認分(令和3年度災害)の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (8) 令和6年度承認分(平成29年度災害)の貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (9) 令和6年度承認分(令和5年度災害)の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで

3 次の各号に掲げる期間については、規程第2条第2項の表第1項から第7項までの特例は適用しない。

- (1) 平成24年度承認分の貸付実行日から5年間
- (2) 平成29年度承認分の貸付実行日から5年間
- (3) 平成30年度承認分(平成30年度災害)の貸付実行日から5年間
- (4) 令和元年度承認分(令和元年度8月災害)の貸付実行日から5年間
- (5) 令和2年度承認分(令和2年度7月災害)の貸付実行日から5年間
- (6) 令和3年度承認分(令和3年度災害)の貸付実行日から5年間
- (7) 令和6年度承認分(令和5年度災害)の貸付実行日から5年間

(利子補給率等)

第5条 県は、融資機関に対して、次の各号に掲げる期間に限り、融資機関が第4条に掲げる率で貸付けを行った場合において、市町村が第4項に掲げる率の利子補給を行う場合には、予算の範囲内で次の率により利子補給金を交付する。

- (1) 平成24年度承認分の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間(最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで)
- (2) 平成29年度承認分の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間(最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで)
- (3) 平成30年度承認分(平成29年度災害)の貸付実行日から7年間
- (4) 平成30年度承認分(平成30年度災害)の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間(最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで)
- (5) 令和元年度承認分(令和元年度8月災害)の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間(最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで)

- (6) 令和2年度承認分（令和2年度7月災害）の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間（最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで）
- (7) 令和3年度承認分（令和3年度災害）の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間（最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで）
- (8) 令和6年度承認分（平成29年度災害）の貸付実行日から7年間
- (9) 令和6年度承認分（令和5年度災害）の貸付実行日から5年を経過した日以降2年間（最終償還日が貸付実行日から7年以内の貸付けについては、貸付実行日から5年を経過した日以降最終償還日まで）

貸付対象者等	利子補給率	
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号に掲げる者に貸し付ける場合
(1) 第3条第1項に規定する者（次項に掲げる場合を除く）	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの制定について（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の2の(3)に基づき通知される基準金利（以下単に「基準金利」という。）から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農林水産大臣が定める利率を2で除した率を加えた率	
(2) 第3条第1項に規定する者であって、かつ、認定農業者等であり農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金（資金の種類が規程第1項第7号に掲げる資金に該当する場合は、資金使途の内容がふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金に限る）を借り入れる場合	基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農業経営基盤強化資金の貸付利率で当該貸付に係る償還年数に該当する利率を2で除し小数点以下第4位を4捨5入した上で、小数点以下第3位を2捨3入又は7捨8入し0.005%単位とした率を加えた率	—

2 次の各号に掲げる期間の県の利子補給率は、規程第2条第2項及び第3項のとおりとする。

- (1) 平成24年度承認分の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (2) 平成29年度承認分の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (3) 平成30年度承認分（平成29年度災害）の貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (4) 平成30年度承認分（平成30年度災害）の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (5) 令和元年度承認分（令和元年度8月災害）の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (6) 令和2年度承認分（令和2年度7月災害）の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (7) 令和3年度承認分（令和3年度災害）の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (8) 令和6年度承認分（平成29年度災害）の貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで
- (9) 令和6年度承認分（令和5年度災害）の貸付実行日から5年間及び貸付実行日から7年を経過した日以降最終償還日まで

3 次の各号に掲げる期間については、規程第2条第2項の表第1項から第7項までの特例は適用しない。

- (1) 平成24年度承認分の貸付実行日から5年間
- (2) 平成29年度承認分の貸付実行日から5年間
- (3) 平成30年度承認分（平成30年度災害）の貸付実行日から5年間
- (4) 令和元年度承認分（令和元年度8月災害）の貸付実行日から5年間
- (5) 令和2年度承認分（令和2年度7月災害）の貸付実行日から5年間
- (6) 令和3年度承認分（令和3年度災害）の貸付実行日から5年間
- (7) 令和6年度承認分（令和5年度災害）の貸付実行日から5年間

4 市町村の利子補給率は、次のとおりとする。

貸付対象者等	利子補給率	
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号に掲げる者に貸し付ける場合
(1) 第3条第1項に規定する者(次項に掲げる場合を除く)	農林水産大臣が定める利率を4で除した率	
(2) 第3条第1項に規定する者であって、かつ、認定農業者等であり農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金(資金の種類が規程第1項第7号に掲げる資金に該当する場合は、資金使途の内容がふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金に限る)を借り入れる場合	農業経営基盤強化資金の貸付利率で当該貸付に係る償還年数に該当する利率を4で除し小数点以下第5位を4捨5入した上で、小数点以下第4位を2捨3入又は7捨8入し0.0005%単位とした率	—

(貸付手続等)

第6条 災害復旧資金の貸付手続等については、別記に定めるところによるものとする。

(利子補給承認期間)

第7条 災害復旧資金の利子補給承認期間は、次のとおりとする。

- (1) 平成24年7月九州北部豪雨分は平成24年10月4日から平成25年3月31日まで。
- (2) 平成29年7月九州北部豪雨分は平成29年9月28日から令和7年3月31日まで。
- (3) 平成30年7月豪雨分は平成30年8月29日から平成31年3月31日まで。
- (4) 令和元年8月大雨分は令和元年10月2日から令和2年3月31日まで。
- (5) 令和2年7月豪雨分は令和2年9月3日から令和3年3月31日まで。

(6) 令和3年8月大雨分は令和3年10月7日から令和4年3月31日まで。

(7) 令和5年梅雨前線豪雨分は令和5年10月4日から令和7年3月31日まで。

(利子補給金の交付等)

第8条 利子補給金の額及び交付については、規程第5条及び第6条に定めるとおりとする。

(利子補給金の打切り又は返還)

第9条 知事は、災害復旧資金の借受者が、その借入金を借入目的以外に使用した場合又は第3条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合は、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、市町村、融資機関及び災害復旧資金の借受者から報告を求め、又は県の職員に調査を行わせることができる。

(書類の提出)

第11条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、借受者の住所地を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(利子補給金の経理)

第12条 利子補給金の交付対象者は、借り入れた災害復旧資金についての収支簿を備え、他の経理と区別して災害復旧資金の収入額及び支出額を記載し、災害復旧資金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 利子補給金の交付対象者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに利子補給事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(福岡県補助金等交付規則との関係)

第13条 利子補給金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の定めるところによる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、災害復旧資金の融通に関し必要な事項は、法、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）、規程及び福岡県農業近代化資金事務取扱要領（平成14年9月30日14経金第107号福岡県農政部長通知。以下「要領」という。）の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 24 年 10 月 4 日から施行し、平成 24 年度の利子補給金から適用する。
- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにかかる変更承認手続として扱う。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、平成 27 年度の利子補給金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 29 年 9 月 28 日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、平成 29 年度の利子補給金から適用する。
- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにかかる変更承認手続として扱う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 8 月 29 日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、平成 30 年度の利子補給金から適用する。
- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにかかる変更承認手続として扱う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和元年 10 月 2 日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和元年度の利子補給金から適用する。

- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにかかる変更承認手続として扱う。
- 3 この要綱のうち、第1条、第3条第1項、第4条第1項第8号、第4条第2項第8号、第5条第1項第8号、第5条第2項第8号及び第7条第1項第4号における令和元年8月大雨災害に係る部分については、8月27日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和元年11月22日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和元年度の利子補給金から適用する。
- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにかかる変更承認手続として扱う。
- 3 この要綱のうち、第1条、第3条第1項、第4条第1項第8号、第4条第2項第8号、第4条第3項第5号、第5条第1項第8号、第5条第2項第8号、第5条第3項第5号、第7条第1項第4号、別記第1項第2号、別記第2項第5号及び別記第3項における令和元年8月大雨災害に係る部分については、8月27日から適用する。
- 4 この要綱のうち、第1条、第3条第1項、第4条第1項第9号、第4条第2項第9号、第4条第3項第6号、第5条第1項第9号、第5条第2項第9号、第5条第3項第6号、第7条第1項第5号、別記第1項第2号、別記第2項第5号及び別記第3項における令和元年台風17号災害に係る部分については、9月22日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年6月4日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和2年度の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は令和2年9月3日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和2年度の利子補給金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年11月9日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和2年度の利子補給金から適用する。
- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにか

かる変更承認手続として扱う。

- 3 この要綱のうち、第1条、第3条第1項、第4条第1項第14号、第4条第2項第14号、第5条第1項第14号、第5条第2項第14号、第7条第1項第7号における令和2年台風10号災害に係る部分については、9月6日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年5月25日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和3年度の利子補給金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年10月7日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和3年度の利子補給金から適用する。
- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにかかる変更承認手続として扱う。

附 則

この要綱は令和4年5月18日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和4年度の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月4日から施行し、改正後の福岡県農業施設等災害復旧資金融通措置要綱の規定は、令和5年6月29日の利子補給金から適用する。
- 2 この要綱の施行日以前に承認された農業近代化資金のうち、この要綱に定める資金の要件を満たすものについては、別記に定める利子補給承認手続を原貸付けにかかる変更承認手続として扱う。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別記(第6条関係)

1 借入申込手続

- (1) 災害復旧資金を借り受けようとする被害農業者は、要領第3の2①に定める農業近代化資金の借入申込書及び添付書類に被害内容について市町村長の証明を受けた罹災証明書(参考様式) (写し可) を添えて、融資機関に提出しなければならない。なお、罹災証明書の様式は参考様式と同等の内容を確認できるのであればよい。
- (2) 融資機関は、災害復旧資金を貸し付けようとするときは、(1)の借入申込書及び添付された書類の写しを添えて、農業近代化資金(農業施設等災害復旧資金) 利子補給承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」という。)を当該被害農業者の住所地の市町村(住所地に依りがたい場合は、復旧対象施設等の所在する市町村)を経由して知事に提出するものとする。

また、融資機関は、平成24年度承認分、平成29年度承認分、平成30年度承認分(平成30年度災害)、令和元年度承認分(令和元年度8月災害)、令和2年度承認分(令和2年度7月災害)、令和3年度承認分(令和3年度災害)及び令和6年度承認分(令和5年度災害)のうち償還期間が5年以内の災害復旧資金を貸し付けようとするときは、これらの書類を、市町村を経由せずに、知事に直接提出するものとする。
- (3) 融資機関は、福岡県農業信用基金協会(以下「信用基金協会」という。)の保証を付す場合には、債務保証委託申込書を信用基金協会に送付するとともに、債務保証の委託申込手続を代行するものとする。

2 利子補給承認手続

- (1) 市町村長は、1の(2)の規定により提出された書類の送付を受けたときは、その内容を審査するものとする。
- (2) (1)の審査に基づき、市町村長は、承認申請書の市町村意見欄に利子補給の適否及び利子補給が適当であるときはその利子補給率を記入して知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、承認申請書を審査し、被害農業者ごとに利子補給の承認又は不承認を行うものとする。
- (4) 知事は、(3)の審査を行うときは、必要に応じて、関係機関の意見を徴するものとする。
- (5) 知事は、利子補給の承認又は不承認を行ったときは、市町村を経由して(平成24年度承認分、平成29年度承認分、平成30年度承認分(平成30年度災害)、令和元年度承認分(令和元年度8月災害)、令和2年度承認分(令和2年度7月災害)、令和3年度承認分(令和3年度災害)及び令和6年度承認分(令和5年度災害)で償還期間が5年以内の貸付けについては直接)、融資機関に対し、農業近代化資金(農業施設等災害復旧資金) 利子補給承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により承認又は不承認の通知をするものとする。

(6)市町村長は、(5)の規定により知事が承認の通知をしたときは、資金の貸付けにつき利子補給を行う旨の契約を、速やかに融資機関と締結するものとし、契約締結後、当該契約書の写しを知事に提出するものとする。

3 貸付手続等

融資機関は、承認通知書により承認の通知を受けたときは、要領に定めるところにより災害復旧資金の貸付手続及び融資実行後の手続を行うものとする。この場合、要領により知事に提出することとされている書類は、市町村を経由するものとする（平成24年度承認分、平成29年度承認分、平成30年度承認分（平成30年度災害）、令和元年度承認分（令和元年度8月災害）、令和2年度承認分（令和2年度7月災害）、令和3年度承認分（令和3年度災害）及び令和6年度承認分（令和5年度災害）で償還期間が5年以内の貸付けを除く）。

4 利子補給

(1) 知事は、災害復旧資金を貸し付ける融資機関に対し、利子補給金を交付するものとする。

(2) 融資機関は、災害復旧資金の利子補給金の交付申請については、農業近代化資金（農業施設等災害復旧資金）利子補給金交付申請書（様式第3号）及び融資機関役員名簿（様式第4号）を知事に提出するものとする。

なお、提出先、提出部数及び提出期限については、要領第4に定めるとおりとする。